

		九州防衛局達第3号
改正	平成20年7月18日	九州防衛局達第7号
改正	平成24年4月6日	九州防衛局達第8号
改正	平成26年10月31日	九州防衛局達第3号
改正	平成27年6月30日	九州防衛局達第4号
改正	平成28年3月23日	九州防衛局達第1号
改正	平成31年4月9日	九州防衛局達第6号
改正	令和2年3月31日	九州防衛局達第4号
改正	令和3年3月31日	九州防衛局達第5号
改正	令和4年3月31日	九州防衛局達第5号

九州防衛局における公印に関する達を次のとおり定める。

平成19年9月1日

九州防衛局長 原田 実

九州防衛局における公印に関する達

(目的)

第1条 この達は、防衛省の部局等において使用する公印に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第36号）第12条及び防衛省における会計機関の使用する公印等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第70号）第11条の規定に基づき、九州防衛局における公印の名称、寸法、作成、登録、取扱手続及び管理、保管方法等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の寸法等)

第2条 公印の寸法は、別表に掲げるとおりとする。

2 公印は、左横彫りとし、その書体は、てん書とする。

(公印の届出)

第3条 別表の公印を作成し、又は改刻した場合は、当該公印に係る官職にある者は、別記様式第1により、公印作成（改刻）を局長あて提出するものとする。

(公印の廃止)

第4条 別表の公印を廃止する場合は、当該公印に係る官職にある者は、別記様式第2により、公印廃止届を局長あて提出するものとする。ただし、改刻と同時に旧印を廃止する場合は、省略することができるものとする。

(公印の登録)

第5条 九州防衛局総務部長（以下「総務部長」という。）は、別記様式第3による公印登録簿を備えるものとする。

2 総務部長は、第4条及び第5条に定める公印作成（改刻）届又は公印廃止届が提出されたときは、前項に定める公印登録簿に登録又は登録を抹消するものとする。

(押印)

第6条 公印の押印は、決裁済みの起案文書に基づいて、官職印については、当該官職にある者又はその指定した者、九州防衛局、長崎防衛支局及び熊本防衛支局印については、局長又はその指定した者が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、一定の字句及び内容の文書（小切手、国庫金振替書及び現金等の領収を証する書類を除く。）に公印を多数押印する場合において、支障がないと認められるときは、公印の保管責任者（以下「保管責任者」という。）は、その押印に代えて公印の朱色の印影を当該文書と同時に印刷することができる。

(保管責任者)

第7条 保管責任者は、官職印については当該官職にある者、各機関印については、当該機関の長が指定した者とする。

2 会計機関において使用する公印の保管責任者の通知は、当該会計機関の職にある者の定めるところによる。

(保管)

第8条 公印は、金庫その他保管の确实なところに格納し、保管責任者がこれに施錠のうえ厳重に保管するものとする。

2 第6条第2項の規定に基づき印刷された文書は、保管責任者が別記様式第4による公印印影印刷文書台帳を備えてこれを管理するものとする。

(廃印の処置)

第9条 保管責任者は、使用廃止された公印を、物品管理法（昭和31年法律第113号）第10条第2項に定める物品供用官に返納するものとする。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年7月18日九州防衛局達第7号）

この達は、平成20年7月18日から施行する。

附 則（平成24年4月6日九州防衛局達第8号）

この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成26年10月31日九州防衛局達第3号）

この達は、平成26年10月31日から施行する。

附 則（平成27年6月30日九州防衛局達第4号）

この達は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日九州防衛局達第1号）

この達は、平成28年3月23日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附 則（平成31年4月9日九州防衛局達第6号）

この達は、平成31年4月9日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月31日九州防衛局達第4号）

この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日九州防衛局達第5号）

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日九州防衛局達第5号）

この達は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）公印の名称及び寸法

名称規格 部局名	公 印 の 名 称	寸法 (ミリメートル)
九州防衛局	九州防衛局次長の印	23
	九州防衛局防衛補佐官の印	23
	九州防衛局会計監査官の印	23
	九州防衛局総務部長の印	23
	九州防衛局企画部長の印	23
	九州防衛局調達部長の印	23
	九州防衛局管理部長の印	23
	九州防衛局企画部次長の印	23
	九州防衛局調達部次長の印	23
	九州防衛局管理部次長の印	23
	九州防衛局総務部総務課長の印	20
	九州防衛局総務部会計課長の印	20
	九州防衛局総務部契約課長の印	20
	長崎防衛支局次長の印	20
	長崎防衛支局総務課長の印	20
	長崎防衛支局装備課長の印	20
	熊本防衛支局地方調整官印	20
	熊本防衛支局建設調整官印	20
	佐世保防衛事務所長の印	20
	別府防衛事務所長の印	20
	宮崎防衛事務所長の印	20
	鹿児島防衛事務所長の印	20
	特別調達資金契約等担当官九州防衛局長の印	23
	特別調達資金出納命令官九州防衛局総務部長の印	23
	特別調達資金出納官吏佐世保防衛事務所長の印	23
	支出負担行為担当官九州防衛局長の印	23
	支出負担行為担当官熊本防衛支局長印	23
	官署支出官九州防衛局総務部長の印	23
	官署支出官熊本防衛支局地方調整官印	23
	歳入徴収官九州防衛局総務部長の印	23
	歳入徴収官熊本防衛支局地方調整官印	23
	分任歳入徴収官佐世保防衛事務所業務課長の印	23
	物品管理官九州防衛局総務部長の印	23
	物品管理官九州防衛局管理部長の印	23
	分任物品管理官熊本防衛支局長印	23
	分任物品管理官長崎防衛支局長の印	23
	分任物品管理官佐世保防衛事務所長の印	23
	分任物品管理官別府防衛事務所長の印	23
	分任物品管理官宮崎防衛事務所長印	23
	分任物品管理官鹿児島防衛事務所長の印	23
契約担当官九州防衛局長の印	23	

契約担当官熊本防衛支局長印	2 3
契約担当官長崎防衛支局総務課長の印	2 3
契約担当官佐世保防衛事務所長の印	2 3
収入官吏九州防衛局総務部会計課課長補佐の印	2 3
資金前渡官吏九州防衛局総務部会計課課長補佐の印	2 3
資金前渡官吏熊本防衛支局総務課長印	2 3
資金前渡官吏長崎防衛支局総務課長の印	2 3
資金前渡官吏佐世保防衛事務所長の印	2 3
歳入歳出外現金出納官吏九州防衛局総務部会計課課長補佐の印	2 3
歳入歳出外現金出納官吏熊本防衛支局総務課長印	2 3
有価証券取扱主任官九州防衛局総務部会計課課長補佐の印	2 3
有価証券取扱主任官熊本防衛支局総務課長印	2 3
九州防衛施設地方審議会の印	3 0
九州防衛施設地方審議会長の印	3 0

別記様式第1（第3条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

九州防衛局長 殿

官職 氏 名

公 印 作 成（改 刻）届

の公印を次の理由により作成（改刻）したので、別紙公印登録簿のとおり、お届けします。

理由：

別紙：公印登録簿 枚

注：1 第3号様式は、公印1個ごとに2通提出のこと。

2 不要の文字を抹消すること。

A4

別記様式第2（第4条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

九州防衛局長 殿

官職 氏 名

公 印 廃 止 届

の公印を次の理由により廃止したのでお届けします。

理由：

別紙：公印印影票 枚

A4

公 印 印 影 票

1 公 印 名	
2 使用機関及び部課名	
3 使 用 期 間	
4 印 影	
5 備 考	

別記様式第3（第5条関係）

公 印 登 録 簿
印



1 使用機関及び部課名	
2 調製年月日	
3 調製部課等名	
4 使用開始年月日	
5 官職又は機関名	
6 押印者名	
7 保管責任者名	
8 登録年月日	
9 廃止届出年月日	
備 考	

注：8，9は、本局総務課において記入すること。

別記様式第4（第8条関係）

公印印影印刷文書台帳

印刷承認文書番号	印刷承認文書名	印刷部数	交 付		回 収		取扱担当者	備 考
			交付月日	交付部数	回収月日	回収部数		